



答申第 448 号
平成 26 年 8 月 5 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項の規定に基づき、平成 26 年 8 月 5 日付神保総保第 1009 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

身元不明者に係る情報の兵庫県（警察）からの収集について
（条例第 7 条「収集の制限」に関して）

- 1 身元不明の生活保護受給者に係る身元の特定に関する情報を兵庫県警察から収集することは、より迅速で実効性の高い当該受給者の身元確認が期待でき、公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等適正な維持管理を行わなければならない。

身元不明者に係る情報の兵庫県（警察）からの収集について
（条例第7条「収集の制限」に関して）

【対象者の身元の特定に関する情報】

氏名

カナ

生年月日

性別

本籍地

住民登録地

扶養義務者の有無（有の場合は氏名，連絡先）

その他特記事項



答申第 449 号
平成 26 年 8 月 5 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 26 年 8 月 5 日付け神保総保第 1009 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

身元不明者に係る情報の兵庫県（警察）への提供について
（条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して）

- 1 身元不明の生活保護受給者に係る情報を、兵庫県を通して兵庫県警察へ提供することは、より迅速で実効性の高い当該受給者の身元確認が期待でき、公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

身元不明者に係る情報の兵庫県（警察）への提供について
（条例第9条「利用及び提供の制限」に関して）

【身元不明者である生活保護受給者に関する情報】

氏名

カナ

性別

生年月日

保護年月日

保護時の場所・状況（「保護時の警察からの引継ぎの有無」を含む）

特徴（身長・体重・髪型・血液型・その他身体の顕著な痕跡等）

保護時の服装（上・下・靴・その他）

保護時の持ち物

特記事項

対象者の直近の写真

対象者の保護開始時の写真